

# 香川県報



第 3 号

平成 17 年

1月11日(火曜日)

収用委員会公告

収用の裁決手続の開始決定の更正

## 規 則

香川県放置自動車の処理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成十七年一月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第一号

香川県放置自動車の処理に関する条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、香川県放置自動車の処理に関する条例（平成十六年香川県条例第五十六号。以下「条例」といふ。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（警告書）

第二条 条例第五条第一項の警告書は、第一号様式によるものとする。

（特に良好な景観の維持を図るべき地域）

第三条 条例第五条第一項第二号の規則で定める地域は、自然公園法（昭和三十三年法律第百六十一号）第十三条第一項又は第六十条第一項に規定する特別地域とする。

（身分証明書）

第四条 条例第五条第三項の証明書は、第二号様式によるものとする。

（公示の方法）

第五条 条例第六条第二項ただし書の規定による公示は、県庁又は当該公示に係る放置自動車の放置されていた場所の管理を担当する出先機関の掲示場に掲示して行うものとする。

2 条例第八条第三項又は第九条第二項の規定による公示は、県庁の掲示場に掲示して行うものとする。

（公示事項）

第六条 条例第八条第三項第六号の規則で定める事項は、放置自動車に関する事務を担当する課、出先機関等の名称及び連絡先とする。

### 規 則

#### 目 次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

●香川県放置自動車の処理に関する条例施行規則  
告 示 ( 廃棄物対策課 ) 一

生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定 ( 健康福祉総務課 ) 五

生活保護法の規定による医療扶助のための施術担当機関の指定 ( ) 〃

告 告 ( 県民参画課 ) 六

特定非営利活動法人の設立の認証の申請 ( 二件 ) ( 経営支援課 ) 七

大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出 ( ) 〃

大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出 ( ) 〃

大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告 ( 土地改良課 ) 八

土地改良事業の適否決定 ( ) 〃

土地改良事業の認可 ( ) 〃

土地改良事業の同意 ( ) 〃

県営土地改良事業に係る換地計画の決定 ( ) 〃

土地改良事業に係る換地計画の適否決定 ( 二件 ) ( 建築課 ) 九

開発行為に関する工事の完了 ( 二件 ) ( ) 〃

開発行為に関する工事 ( 公共施設 ) の完了 ( ) 〃

選挙管理委員会告示 ( ) 〃

政治資金規正法の規定による政治団体の届出 ( ) 〃

政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出 ( ) 〃

(委員会の委員長)

第七条 香川県放置自動車廃物認定委員会(以下「委員会」という。)に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第八条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の二分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員会の庶務)

第九条 委員会の庶務は、環境森林部廃棄物対策課において処理する。

(雑則)

第十条 第七条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(事務の委任)

第十一条 県が所有し、又は管理する土地のうち教育長又は警察本部長が所管するものに放置自動車がある場合に次に掲げる事務は、教育長又は警察本部長に委任する。

一 条例第五条第一項の規定による警告書のはり付け及び調査

二 条例第六条第一項の規定による移動及び保管

三 条例第六条第二項の規定による通知及び公示

四 条例第七条第一項の規定による勧告

五 条例第七条第二項の規定による命令

六 条例第九条の規定による処分

附 則

この規則は、平成十七年二月一日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

(日本工業規格A列4番)

警 告 書

この自動車の所有者等(自動車の所有権、使用权若しくは占有権を有する者又は自動車を放置し、若しくは放置させた者をいいます。)は、至急、この自動車を撤去してください。

この警告書をはり付けた日の翌日から起算して14日を経過した日までに撤去されない場合は、香川県放置自動車の処理に関する条例の規定に基づき、県において処分することがあります。この場合には、この自動車の所有者等に対し、処分に要した費用を請求することがあります。

なお、この自動車の所有者等に心当たりのある方は、下記まで連絡してください。

警告書はり付け日                      年              月              日

香 川 県 知 事

(香川県教育委員会教育長)  
香 川 県 警 察 本 部 長

連絡先

第2号様式(第4条関係)

(表面)

8センチメートル

第 号

身 分 証 明 書

写 真	所 属 職 名 氏 名 生年月日	年 月 日	
--------	---------------------------	-------	--

上記の者は、香川県放置自動車の処理に関する条例第5条第1項の職員であることを証明する。

年 月 日

香 川 県 知 事 印  
(香川県教育委員会教育長)  
(香川県警察本部長)

6センチメートル

(裏面)

**香川県放置自動車の処理に関する条例(抜粋)**

(警告書のはり付け及び調査)

第5条 知事は、次に掲げる場合は、その職員に、放置自動車の撤去を促すための警告書(以下「警告書」という。)を放置自動車の見やすい箇所にはり付けさせるとともに、放置自動車の所有者等及びその所在、状態その他の事項について調査をさせることができる。

- (1) 県が所有し、又は管理する土地に放置自動車があるとき。
- (2) 特に良好な景観の維持を図るべき地域として規則で定めるものに放置自動車がある場合であつて、その放置されている場所の土地を所有し、又は管理する者から当該放置自動車の処理の要請があつたとき。

2 前項の規定により調査をする職員は、放置自動車の車外からの調査では当該放置自動車の所有者等又はその所在が判明しないときに限り、同項の調査に必要な範囲内で当該放置自動車の車内に立ち入ることができる。この場合において、当該放置自動車が施錠されているときは、これを解除することができる。

3 第1項の規定により調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

**香川県放置自動車の処理に関する条例施行規則(抜粋)**

(事務の委任)

第11条 県が所有し、又は管理する土地のうち教育長又は警察本部長が所管するものに放置自動車がある場合に次に掲げる事務は、教育長又は警察本部長に委任する。

- (1) 条例第5条第1項の規定による警告書のはり付け及び調査

告示

香川県告示第八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年一月十一日

香川県知事 真鍋 武紀

指定年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一六、一一、二五	グループホーム青い鳥 仲多度郡多度津町 葛原四五一番地一	有限会社新名防災設備 丸龜市原田町二一 六四番地一	痴呆対応型共同生活介護

香川県告示第九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成十七年一月十一日

香川県知事 真鍋 武紀

指定年月日	施術者	施術者の住所	施設の名称	施設の所在地
平成一六、一一、三〇	水野哲也	綾歌郡綾南町陶三二 二五 一	みずの接骨院	綾歌郡綾南町陶三二 二五 一

公告

香川県公告第十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十七年二月二十二日まで縦覧に供する。

平成十七年一月十一日

香川県知事 真鍋 武紀

- 申請のあつた年月日  
平成十六年十二月二十一日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人東かがわ市ニューツーリズム協会  
大字 数藝  
東かがわ市引田二一六三番地
- 定款に記載された目的  
この法人は、市民や来訪者に対して、東かがわ市の観光振興に関する事業を行い、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

香川県公告第十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十七年二月二十二日まで縦覧に供する。

平成十七年一月十一日

香川県知事 真鍋 武紀

- 申請のあつた年月日  
平成十六年十二月二十二日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人のぞみ荘  
貞廣 フジ子  
三豊郡高瀬町大字比地中二九八六番地九
- 定款に記載された目的  
本会は、人口の高齢化が急速に進み、大きな社会問題となっているなかで、痴呆性高

齢者に対し、老人デイサービス事業により、残された人生をその人らしく、明るく元気に在宅生活ができるように支援することを目的とする。

香川県公告第十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年一月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所  
生活協同組合コープかがわ 高松市新北町一四番二七号  
筑前屋株式会社 高松市扇町二丁目一一番一号
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
コープ扇町・ふとんとギフトのカネチ 高松市扇町二丁目三六〇番二ほか
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所  
生活協同組合コープかがわ 高松市新北町一四番二七号  
筑前屋株式会社 高松市扇町二丁目一一番一号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成十七年八月二十八日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
二、三九五平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
(一) 駐車場の収容台数  
一〇六台  
(二) 駐輪場の収容台数  
八三台  
(三) 荷さばき施設の面積  
六六・一五平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

三八・五七立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
生活協同組合コープかがわ

開店時刻 午前七時

閉店時刻 午後十一時

筑前屋株式会社

開店時刻 午前九時

閉店時刻 午後九時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場一 駐車区画 A 午前六時四十五分から午後十一時十五分まで

駐車区画 B 午前六時四十五分から午後十時まで

駐車場二 午前九時から午後十時まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

コープ棟荷さばき施設

午前六時から午後七時まで

カネチ棟荷さばき施設

午前八時から午後七時まで

二 届出年月日

平成十六年十二月二十七日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十七年一月十一日（火曜日）から同年五月十一日（水曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十七年五月十一日（水曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

香川県公告第十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号、以下「法」という。）第六条第一項の規定による変更の届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年一月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

三井住友銀リース株式会社 大阪府大阪市中央区南船場三丁目一〇番一九号

いよぎんリース株式会社 愛媛県松山市三番町四丁目二番地一

株式会社ムーミー 高松市川島東町五二〇番地

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

タナホネ川島・四神神社跡タワー川一三番地

高松市川島東町字東下所五〇三番地ほか

3 変更した事項

大規模小売店舗の名称

変更前 タナホネ川島三番・四神神社跡タワー川一三番地

変更後 タナホネ三番・四神神社跡タワー川一三番地

4 変更年月日

平成十六年十一月二十五日

5 変更する理由

会社名と大規模小売店舗の名称を統一したため

二 届出年月日

平成十六年十二月二十七日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十七年一月十一日（火曜日）から同年五月十一日（水曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十七年五月十一日（水曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

香川県公告第十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号、以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年一月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となつた届出に係る公告

平成十六年香川県公告第四百二十六号

二 意見の対象となつた届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

マルナカ新香西店 高松市香西本町一番一七六ほか

三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要

意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十七年一月十一日(火曜日)から同年二月十四日(月曜日)まで

香川県公告第二十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、東かがわ市が土地改良事業(単独県費補助土地改良事業(芦尾池地区)を行うこと)について平成十六年十二月二十四日適当と決定した。

その関係書類を東かがわ市事業部経済課において平成十七年一月十八日から同年二月七日まで縦覧に供する。

平成十七年一月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第二十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、高松市一宮土地改良区が土地改良事業(単独県費補助土地改良事業(太田井地区)を行うこと)について平成十六年十二月二十一日認可した。

平成十七年一月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第二十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる町が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十六年十二月二十八日同意した。

平成十七年一月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町 名	土 地 改 良 事 業 名
香川町	単独県費補助土地改良事業(荒北西地区)
"	単独県費補助土地改良事業(上嫁坂地区)
"	単独県費補助土地改良事業(引土地地区)

香川県公告第二十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営農村振興総合整備事業(三野川西地区(第四工区))の換地計画を定めた。

その関係書類を三野町建設課において平成十七年一月十八日から同年二月七日まで縦覧に供する。

平成十七年一月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第二十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十二条の二第一項の規定により、満



濃町土地改良区の土地改良事業（非補助土地改良事業（区画整理事業）東谷地区）の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類を満濃町建設課において平成十七年一月十八日から同年二月七日まで縦覧に供する。

平成十七年一月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条の二第一項の規定により、高松市下笠居土地改良区の土地改良事業（単独県費補助土地改良事業神在川窪地区）の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十七年一月二十五日から同年二月十四日まで縦覧に供する。

平成十七年一月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第二十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年一月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

丸亀市川西町南字岸ノ上甲二五七 一、甲二五八 一、甲二五八 五及び甲二六四

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

丸亀市川西町南二五八 一

株式会社プランナー 代表取締役 喜井博憲

代表取締役 喜井規光

香川県公告第二十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第

三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年一月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

丸亀市柞原町字下所二〇五、二〇六 一、二〇六 二、二〇六 四、二〇七 一、二〇七 三、二〇七 四、二〇九 三、二〇九 四、二二四 四、二二四 五、二二四 六、二二四 八及び二二七 二

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

丸亀市葭町八三 一 岩井土地開発株式会社 代表取締役 岩井朝良

香川県公告第二十八号

次の開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年一月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

丸亀市柞原町字下所二〇五、二〇六 一、二〇六 二、二〇六 四、二〇七 一、二〇七 三、二〇七 四、二〇九 三、二〇九 四、二二四 四、二二四 五、二二四 六、二二四 八及び二二七 二

二 工事を完了した公共施設の種別、位置及び区域

1 道路

道路（有効幅員六・〇〇メートル、延長一三五・九四メートル）

丸亀市柞原町字下所二〇五の一部、二〇六 一の一部、二〇六 二の一部、二〇六 四、二〇七 一、二〇七 三、二〇七 四、二〇九 三、二〇九 四、二二四 四の一部、二二四 五の一部及び二二四 八

2 排水施設

排水管（直径二〇〇ミリメートル、延長六三・四〇メートル）

丸亀市柞原町字下所二〇五の一部、二〇六 一の一部、二〇六 二の一部及び二二四 四の一部

